株主各位

東京都港区芝五丁目20番6号株式会社ユーザーローカル代表取締役 伊藤 将 雄

第16回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申しあげます。

さて、当社第16回定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご通知申し あげます。

株主の皆様におかれましては、新型コロナウイルスの感染拡大防止の観点から、極力、書面による事前の議決権行使をいただき、株主様の健康状態にかかわらず、 株主総会当日のご来場をお控えいただくようお願い申しあげます。

お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2021年9月21日(火曜日)午後6時30分までに到着するようご返送くださいますようお願い申しあげます。

敬具

記

1. 日 時 2021年9月22日 (水曜日) 午前10時

(受付開始 午前9時30分)

> ホテルメルパルク東京 4階 「孔雀」 (末尾の会場ご案内図をご参照ください。)

3. 目的事項

報告事項 第16期(2020年7月1日から2021年6月30日まで)

事業報告及び計算書類報告の件

決議事項

第1号議案 剰余金の処分の件

第2号議案 定款一部変更の件

第3号議案 取締役(社外取締役を含む。)及び監査役に対する譲渡制限 付株式の付与のための報酬決定の件

以 上

[・]当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出 くださいますようお願い申しあげます。

- ・本年は、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、座席の間隔を広げることから、ご用意できる座席数には限りがございます。そのため、当日ご来場いただいても入場をお断りする場合がございます。予めご了承のほど、よろしくお願い申しあげます。
- ・会場受付付近で、株主様のためのアルコール消毒液を配備いたします (ご来場の株主様は、マスクの持参・着用をお願い申しあげます。)。
- ・下記に該当する方は新型コロナウイルス感染拡大防止のためご入場をお断りする場合がございます。また株主の皆様の安全管理の観点より、検温等にご協力いただく場合がございます。
 - ①発熱や咳などの症状のある方
 - ②体調不良と思われる方
 - ③海外から帰国されてから14日間が経過していない方
 - ④マスクの着用及びアルコール消毒にご協力いただけない方
- ・本総会当日時点での感染拡大状況によっては、当社役員及び本総会運営スタッフは、検温を含めた体調の確認を行ったうえで、マスクを着用して応対させていただく場合がございます。
- ・一部の役員は、ウェブ会議システムを通じた遠隔からの出席となり、来場しない場合もございます。
- ・株主総会参考書類並びに事業報告及び計算書類に修正が生じた場合は、修正後の事項をインターネット上の当社ウェブサイト(アドレス https://www.userlocal.jp/ir/)に掲載させていただきます。

(提供書面)

事業報告

(2020年7月1日から) (2021年6月30日まで)

1. 会社の現況

(1) 当事業年度の事業の状況

① 事業の経過及び成果

当事業年度におけるわが国経済は、新型コロナウイルス感染症の世界的な拡大の影響を受け、国内外において依然として先行きは不透明な状況にあります。その一方で、業務効率化等のための「デジタルトランスフォーメーション(DX)」の推進が社会的に強く意識されており、ビッグデータやAIの活用拡大とともに、当社の提供するサービスへのニーズや関心が高まっていくものと認識しております。

このような状況のもと、当社のコアプロダクトであるマーケティング支援サービス「User Insight」、「Social Insight」、人工知能を活用した顧客サポート業務の自動化サービス「Support Chatbot」の品質向上及び販売促進に注力してまいりました。

研究開発活動においては、ビッグデータ分析や人工知能の技術を用いてあらゆる課題を解決するため、主に①自社AIアルゴリズム拡充、②既存サービスへのAIアルゴリズム実装、③AIサービスの新規開発に重点的に取り組んでまいりました。特にAIサービスの新規開発では、新型コロナウイルスの感染拡大により顕在化した課題の解決に向けた商品開発も積極的に進めてまいりました。安定的な基幹システムの構築やデータサイエンティストの育成にも引き続き注力し、サービス品質のさらなる向上を図っております。

また、営業活動においては、サービスの販売を行う人員を増員するとともに、営業管理体制やカスタマーサクセス体制の強化を行うことにより、 事業拡大に向けた新規取引先の開拓等の販売促進活動に努めてまいりました。

以上の取り組みの結果、当事業年度の経営成績は、売上高2,088,190千円(前期比25.2%増)、営業利益854,751千円(前期比24.4%増)、経常利益850,689千円(前期比29.3%増)、当期純利益615,465千円(前期比46.6%増)となりました。

なお、当社はデータクラウド事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載を省略しております。

② 設備投資の状況

当事業年度において実施いたしました設備投資等の総額は46,211千円であり、その主なものは、本社の内装工事、サーバー機器及びパソコン等の設備の新設によるものであります。

- ③ 資金調達の状況 該当事項はありません。
- ④ 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況 該当事項はありません。
- ⑤ 他の会社の事業の譲受けの状況 該当事項はありません。
- ⑥ 吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継 の状況 該当事項はありません。
- ⑦ 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況 該当事項はありません。

(2) 直前3事業年度の財産及び損益の状況

	区	分	第 13 期 (2018年6月期)	第 14 期 (2019年6月期)	第 15 期 (2020年6月期)	第 16 期 (当事業年度) (2021年6月期)
売	上	高 (千円)	1,099,036	1,333,571	1,667,483	2,088,190
経	常利	益 (千円)	467,583	529,966	658,133	850,689
当	期純和	対益(千円)	301,010	325,337	419,871	615,465
1 棋	当たり当期	純利益 (円)	82.73	44.10	55.20	39.30
総	資	産 (千円)	2,468,046	2,739,478	4,419,289	5,277,278
純	資	産 (千円)	2,161,182	2,425,153	3,938,164	4,706,020
1 ᡮ	朱当たり紅	上資産 (円)	591.34	328.25	507.10	297.81

- (注) 1. 当社は、2019年7月1日付で普通株式1株につき2株の割合をもって株式分割を行っておりますが、第14期(2019年6月期)の期首に当該株式分割が行われたものと仮定して1株当たり当期純利益及び1株当たり純資産を算定しております。
 - 2. 当社は、2021年7月1日付で普通株式1株につき2株の割合をもって株式分割を行っておりますが、第16期(2021年6月期)の期首に当該株式分割が行われたものと仮定して1株当たり当期純利益及び1株当たり純資産を算定しております。

(3) 重要な親会社及び子会社の状況

- ① 親会社の状況 該当事項はありません。
- ② 親会社等との取引に関する事項 該当事項はありません。
- ③ 重要な子会社の状況 該当事項はありません。

(4) 対処すべき課題

新型コロナウイルス感染症の世界的な拡大により、日本経済においても 先行きの不透明な状況が続くと見込まれております。このような経営環境 のもと、当社は引き続き内外の情勢を慎重に注視するとともに、以下に掲 げる経営課題に取り組んでまいります。

① データベースの強化と効率性向上

当社は「ビッグデータ×人工知能で世界を進化させる」という経営理念のもと、インターネット上に氾濫するビッグデータを収集・解析することで、新しい価値を創造し世の中が進化するための製品創出に取り組んでおります。当社の既存製品で活用されている「ビッグデータに付加価値を付ける機械学習」や「AI」等の技術は、汎用性が高くさらなる学習効果によって既存分野や新分野で以下のような活用が期待できるものと考えております。

既存分野で	User Insight	・Webサイト訪問者の属性分析を更に迅速化・ 高度化することで、訪問者毎にサイト内容が 変化するリアルタイムパーソナライゼーショ ンを実現し、CVRの向上を図る
の活用期待	Social Insight	・SNS上でのやり取りを自動化し、マーケティ ングオートメーションを図る
	サポートチャットボット	・カスタマーサポート等企業受付の自動化

当社はこれらの活用実現に向けてより多くのデータ蓄積やアルゴリズム 開発を進めていく方針です。

② 優秀な人材の確保と育成

当社は、事業の安定的・継続的成長のためには、当社の企業文化及び企業理念に合致した志向性を持ち、当社事業を今まで以上に拡充できる高い専門性を有する優秀な人材の確保が不可欠であると認識しております。あわせて、既存人材の能力及び技術の向上が重要な課題と考えております。優秀な人材の確保と能力の底上げのため、今後も長期的なキャリアパスを見据えた研修制度の充実、教育体制の整備を進めていく方針であります。

③ 内部管理体制の強化

当社が今後さらなる業容を拡大するためには、業務運営の効率化やリスク管理のための内部管理体制の強化が重要な課題であると認識しております。このため、今後も業務運営上のリスクを把握してリスク管理を適切に行える体制整備に努め、財務報告に係る内部統制システムの整備をはじめとして、定期的な内部監査の実施によりコンプライアンス体制を強化するとともに、監査役監査の実施によるコーポレート・ガバナンス機能の充実等を図っていく方針であります。

④ 認知度の向上

当社は、これまで広告宣伝活動に頼らず、提供サービスの機能優位性に拠る形での営業活動に専念してまいりました。その結果として、現在、幅広い業種、企業に当社製品を導入していただき、継続的な取引による確固たる顧客基盤の構築を実現することができていると考えております。一方で、さらなる成長を続けていくうえでは、当社及び当社サービスの認知度を向上させ、新規案件を獲得していくことが重要であると考えております。今後は広告宣伝活動による積極的な販売促進活動に取り組み、認知度の向上に努める方針であります。

⑤ システムの強化

当社の展開する事業は、膨大なデータを高速に処理する必要があるため、解析ツールの運用に関わるシステムの安定稼働及びセキュリティ管理体制の構築が重要であると認識しております。当社事業の成長スピードや市場環境の変化に対応し安定した事業運営を行うためには、サーバー設備の強化、並列処理システムの導入等による負荷分散が必要となります。今後も、中長期的視野に立った設備投資を行い、システムの安定稼働及びセキュリティ管理体制の維持構築に取り組んでいく方針であります。

(5) **主要な事業内容**(2021年6月30日現在)

当社は、ビッグデータをわかりやすく分類・解析し、事象間の因果関係をもとに次のアクションに活かすための基盤提供が重要であると考えております。このため当社は、直感的にわかりやすい解析結果として当該ビッグデータを集計・可視化し顧客の「データによる的確な意思決定」をサポートするための解析ツールを開発し、提供しております。

事業区	分	:	事	業	内	容
	い事業	ビッグデータ	・AIを活用	したマーケ	ティング分析	斤及び業務支援サ
データクラウ	○ 事未	ービスを開発	・提供			

(6) 主要な事業所(2021年6月30日現在)

本	社	東京都港区芝五丁目20番6号
---	---	----------------

(7) **従業員の状況** (2021年6月30日現在)

従	業	員	数	前事業年度末比増減	平	均	年	齢	平均	自勤	続	年	数	
		7	'6名	7名増			28.	1歳				3.54	年	1

- (注) 従業員数はパートタイマー及びアルバイトは含まれておりません。
- (8) **主要な借入先の状況** (2021年6月30日現在) 該当事項はありません。
- (9) その他会社の現況に関する重要な事項 該当事項はありません。

2. 株式の状況 (2021年6月30日現在)

(1) 発行可能株式総数 26,000,000株

(2) 発行済株式の総数 7,942,800株

(注) 新株予約権の権利行使により、発行済株式の総数は116,700株増加しております。

(3) 株主数 3,250名

(4) 大株主

株	主	名	持	株	数	持	株	比	率
伊	藤	雄		3,794,	200株			48	.02%
株式会社	日本カスト	、ディ銀行 口)		429,	200株			5	.43%
Y J 2	号 投 資 事	業 組 合		360,	000株			4	.55%
渡	邊	7 行		340,	000株			4	.30%
株式会社(証券	:日本カスト * 投 資 信	、ディ銀行 託 口)		180,	200株			2	.28%
三	上 俊	輔		175,	400株			2	.21%
日本マスタ (信	ートラスト信託 託	銀行株式会社口)		169,	900株			2	.15%
合同会社	:クリムゾン	グループ		160,	000株			2	.02%
中	村	-		107,	400株			1	.35%
GLOBAI	R GRANDE L OPPORT 常任代理人 杉 J 銀			106,	100株			1	.34%

- (注) 1 持株比率は自己株式(41.792株)を控除して計算しております。
 - 2 発行済株式(自己株式を除く。)の総数に対する所有株式数の割合は、小数点第 3位以下を切り捨てて表示しております。

(5) その他株式に関する重要な事項

当社は、投資単位当たりの金額を引き下げ投資しやすい環境を整えることにより、株式の流動性の向上と投資家層の拡大を図ることを目的に、2021年6月30日を基準日、2021年7月1日を効力発生日として、普通株式1株につき2株の割合で株式分割を実施いたしました。これに伴い、発行済株式総数は15,885,600株となりました。

3. 新株予約権等の状況

(1) 当事業年度の末日において当社役員が保有している職務執行の対価として 交付された新株予約権の状況

			第3回新株予約権	第4回新株予約権
発 行	決 議	日	2016年1月29日	2016年1月29日
新株子	対権 の	数	46,500個(注)1	700個(注)1
新株予約 株 式 の	権の目的となり 種 類 と	る数	普通株式 93,000株 (新株予約権1個につき2株)	普通株式 1,400株 (新株予約権1個につき2株)
新株予約	1権の発行値	面額	無償	無償
	権の行使に際し しる財産の価		新株予約権1個当たり 1,050円 (1株当たり 525円)	新株予約権1個当たり 1,050円 (1株当たり 525円)
権利	行 使 期	間	2018年2月11日~ 2025年12月31日	2018年2月11日~ 2025年12月31日
行 使	の条	件	(注) 2	(注) 2
	取 締 (社外取締役を除	役 <<)	新株予約権の数 9,200個 目的となる株式数 18,400株 保有者数 2名	新株予約権の数 -個 目的となる株式数 -株 保有者数 -名
役 員 の 保有状況	社 外 取 締	役	新株予約権の数 -個 目的となる株式数 -株 保有者数 -名	新株予約権の数 -個 目的となる株式数 -株 保有者数 -名
	監 査	役	新株予約権の数 -個 目的となる株式数 -株 保有者数 -名	新株予約権の数 700個 目的となる株式数 1,400株 保有者数 1名

- (注) 1 事業年度末日における新株予約権の数を記載しております。
 - 2 新株予約権の行使条件は以下のとおりです。
 - (1) 新株予約権者が当社又は当社の関係会社の取締役、監査役、相談役、顧問、もしくは従業員のいずれかの地位にあること。但し、当該地位でなくとも、当社の承認を得た場合は例外的に認めるものとする。
 - (2) 当社株式が金融商品取引所に上場等していること。
 - (3) また、以下の場合権利を喪失するものとする。
 - ① 新株予約権者が権利行使期間の初日の到来前に死亡したとき。
 - ② 新株予約権者が禁錮以上の刑に処せられたとき。
 - ③ 新株予約権者が当社との間で締結する新株予約権割当契約の規定に違反したとき。
 - ④ 新株予約権者の不正行為もしくは職務上の業務違反又は懈怠があったとき
 - ⑤ 新株予約権者が破産の申立てを受けた場合もしくは自らこれを申立てた場合、又は新株予約権者が差押、仮差押、保全差押、仮処分の申立てもしくは滞納処分を受けた場合。

(2) 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況

該当事項はありません。

4. 会社役員の状況

(1) **取締役及び監査役の状況**(2021年6月30日現在)

会	社に	おけ	る地	位	凡	117	:	名	担当及び重要な兼職の状況
代	表	取	締	役	伊	藤	将	雄	経営・企画全般担当
取		締		役	渡	邊	和	行	COOコーポレートセールス部長
取		締		役	岩	本	大	輔	CFO管理部長
取		締		役	松	崎	良	太	サードギア株式会社代表取締役 きびだんご株式会社代表取締役 株式会社シンクロ・フード社外取 締役
取		締		役	伊	甫	秦	拓	弁護士法人御堂筋法律事務所社員 ピープル株式会社社外取締役
常	勤	監	査	役	渡	辺	智	美	
監		査		役	中	村	賀	_	株式会社エンバイオ・ホールディ ングス取締役
監		査		役	田	中	裕	幸	田中法律会計税務事務所所長 ビープラッツ株式会社社外監査役

- (注) 1 取締役松崎良太氏及び伊藤拓氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
 - 2 監査役渡辺智美氏、中村賀一氏及び田中裕幸氏は、会社法第2条第16号に定める計外監査役であります。
 - 3 常勤監査役渡辺智美氏は、米国公認会計士として監査法人での実務経験もあり、 財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。 監査役中村賀一氏及び田中裕幸氏は、公認会計士の資格を有しており、それぞれ 財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。また、田中裕幸 氏は、弁護士としても活躍されており、法律に関する専門性も有しております。
 - 4 当社は、社外取締役及び社外監査役の全員を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社と各社外取締役及び各社外監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、取締役松崎良太氏、取締役伊藤拓氏、監査役渡辺智美氏、監査役中村賀一氏及び監査役田中裕幸氏につきましては、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度とし、その額を超える部分について免責することとしております。

(3) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することになる、被保険者がその地位に基づいて行った行為(不作為を含む。)に起因して、損害賠償請求された場合の法律上の損害賠償金及び争訟費用等を当該契約により填補することとしております。ただし、被保険者が法令に違反することを認識しながら行った行為に起因する損害は填補されない等、一定の免責事由があります。

当該役員等賠償責任保険契約の被保険者は、当社取締役、監査役、執行役 員及び管理職従業員等であり、すべての被保険者について、その保険料を全 額当社が負担しております。

(4) 取締役及び監査役の報酬等

イ. 当事業年度に係る報酬等の総額

	お割なりが短	報酬等の	種類別の総額	(千円)	対象となる
区分	報酬等の総額 (千円)	基本報酬	業績連動	非金銭	役員の員数
	(十円)	基 學報酬	報酬等	報酬等	(名)
取 締 役 (うち社外取締 役)	57,600 (2,100)	57,600 (2,100)	- (-)	- (-)	5 (2)
監 査 役(うち社外監査役)	5,820 (5,820)	5,820 (5,820)	- (-)	- (-)	3 (3)
合 計 (うち社外役 員)	63,420 (7,920)	63,420 (7,920)	- (-)	- (-)	8 (5)

- (注) 取締役の報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
 - ロ. 取締役及び監査役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項 取締役の金銭報酬の限度額は、2014年10月10日開催の臨時株主総会に おいて年額200,000千円以内(但し、使用人給与分を含まない。)と決議 しております。当該株主総会終結時点の取締役の員数は、5名(うち、社 外取締役は2名)です。

監査役の金銭報酬の限度額は、2014年10月10日開催の臨時株主総会において年額50,000千円以内と決議しております。当該株主総会終結時点の監査役の員数は、3名(うち、社外監査役は3名)です。

ハ. 役員報酬等の内容の決定に関する方針等

当社は、2021年2月10日開催の取締役会において、役員の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針を決議しております。

また、取締役会は、当事業年度に係る役員の個人別の報酬等について、 報酬等の内容の決定方法及び決定された報酬等の内容が取締役会で決議さ れた決定方針と整合していることを確認しており、当該決定方針に沿うも のであると判断しております。

a. 基本方針

当社役員の報酬等の額及びその算定方法の決定に関して、業績の推移を勘案し、役員の役割及び職責等に相応しい水準とすることを方針としております。

b. 取締役の報酬等の構成及び決定方法

取締役の報酬等は固定報酬(毎月支給する定額の金銭報酬)のみで構成しております。株主総会で報酬総額の範囲を決議し、取締役会にて担当職務、各期の業績、貢献度、同業他社の動向等を総合的に勘案し協議し、最終的に代表取締役社長伊藤将雄が決定します。取締役会が代表取締役社長にこれらの決定を委任した理由は、当社全体の業績を俯瞰しつつ各取締役の評価を行うには代表取締役社長が最も適していると判断したためであります。

c. 監査役の報酬等の構成及び決定方法

監査役の報酬等は固定報酬(毎月支給する定額の金銭報酬)のみで 構成しております。株主総会で報酬総額の範囲を決議し、常勤監査役 と非常勤監査役の別、業務の分担等を勘案し、監査役会の協議により 決定します。

(5) 社外役員に関する事項

① 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

社外取締役松崎良太氏は、サードギア株式会社の代表取締役、きびだんご 株式会社の代表取締役及び株式会社シンクロ・フードの社外取締役を兼職し ております。きびだんご株式会社は当社の取引先でありますが、一般の取引 先と同様の条件であります。なお、当社とその他の兼職先との間には特別な 関係はありません。

社外取締役伊藤拓氏は、弁護士法人御堂筋法律事務所の社員及びピープル 株式会社の社外取締役を兼職しております。なお、当社と各兼職先との間に は特別な関係はありません。

社外監査役中村賀一氏は、株式会社エンバイオ・ホールディングスの取締役を兼職しております。なお、当社と兼職先との間には特別な関係はありません。

社外監査役田中裕幸氏は、田中法律会計税務事務所の所長及びビープラッツ株式会社の社外監査役を兼職しております。なお、当社と各兼職先との間には特別な関係はありません。

② 当事業年度における主な活動状況

取締役 松 崎 良 太	出席 状況 及 び発言 状況 当事業年度開催の取締役会15回全てに出席し、主に経営者としての豊富な経験から、経営判断や事業方針、資本政策等に対し意見を述べるなど、取締役会の意思決定の妥当性、適正性を確保するための役割を果たしております。
取締役 伊 藤 拓	2020年9月24日就任以降に開催された取締役会11回全 てに出席し、主に弁護士としての専門的知見をもとに、 経営判断や資本政策等に対し意見を述べるなど、取締役 会の意思決定の妥当性、適正性を確保するための役割を 果たしております。
監査役 渡 辺 智 美	当事業年度開催の取締役会15回及び監査役会14回全て に出席し、主に米国公認会計士として培われた専門的な 知識・経験などから適宜必要な助言を行っております。
監査役 中 村 賀 一	当事業年度開催の取締役会15回及び監査役会14回全て に出席し、主に公認会計士及び税理士としての専門的見 地から議案・審議について適宜必要な助言を行っており ます。
監査役 田 中 裕 幸	当事業年度開催の取締役会15回及び監査役会14回全て に出席し、主に弁護士及び公認会計士としての専門的見 地から議案・審議について適宜必要な助言を行っており ます。

5. 会計監査人の状況

(1) 名称

PwC京都監査法人

(注) 当社の会計監査人であったEY新日本有限責任監査法人は2020年9 月24日開催の第15回定時株主総会終結の時をもって退任いたしま した。

(2) 報酬等の額

	PwC京都監査法人
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	20,000千円
当社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上 の利益の合計額	20,000千円

- (注) 1 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品 取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区 分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合 計額を記載しております。
 - 2 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬 見積りの算出根拠などが適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえ で、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

(3) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

(4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

6. 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況の概要

(1) 業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制 その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は 以下のとおりであります。

- 1. 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - (1) 法令、定款及び社会規範等の遵守を目的として「コンプライアンス規程」を定めるとともに、業務上必要な法令等についてはコンプライアンスリスクとして定期的に開催されるリスク管理委員会を通して取締役及び使用人へ必要な啓蒙、教育活動を推進する。
 - (2) 外部の顧問弁護士等を通報窓口とする内部通報制度を制定し、法令、定款違反等の行為の未然防止及び早期発見を図るとともに、違反行為が発生した場合には、迅速に情報を把握し、その対処に努める。
 - (3) 内部監査担当者は、「内部監査規程」に基づき、業務運営及び財産管理の実態を調査し、取締役及び使用人の職務の執行が法令、定款並びに当社規程に適合していることを確認のうえ、代表取締役に報告する。
 - (4) 反社会的勢力に対しては、「反社会的勢力対策規程」及び各種マニュ アルを制定し、いかなる場合においても金銭その他の経済的利益を提供 しないことを社内に周知徹底する。
- 2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
 - (1) 取締役は、「文書管理規程」に従い、取締役の職務の執行に係る情報 を文書又は電磁的媒体に記録・保存・管理する。取締役及び監査役は、 必要に応じてこれらを閲覧できる。
 - (2) またデータ化された機密情報については、当社「情報システム運用規程」並びに「ネットワークセキュリティ規程」に従い適切なアクセス制限やパスワード管理、並びにバックアップ体制を敷くことで機密性の確保と逸失の防止に努める。
- 3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
 - (1) 当社はコーポレートリスクの適切な把握並びに啓蒙を目的として「リスク管理規程」を制定し、当該規程に基づいて管理部長を委員長とするリスク管理委員会を組織する。

- (2) リスク管理委員会は定期的に開催し、当社業務推進上のリスクの把握並びにリスクへの対策を協議し、その結果を必要に応じて社内通知する。
- (3) なおリスクが顕在化した場合は、代表取締役社長を統括責任者とした 緊急事態対応体制を敷き、早期の回復に努める。
- 4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
 - (1) 当社は毎月1回の定時取締役会を開催し、法定事項の決議、経営に関する重要事項の決定及び業務執行の監督等を機動的に行うことで効率的な職務執行に努める。加えて、必要に応じて臨時取締役会を開催する。
 - (2) 当社は「職務権限規程」及び「業務分掌規程」に基づき担当取締役並びに各部門長への権限の委譲を行うことで、迅速かつ効率的な意思決定を確保する。
 - (3) 取締役会は、中期経営計画及び年度予算等を策定し、これらに基づいた業績管理を行う。
- 5. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における 当該使用人に関する事項、当該使用人の取締役からの独立性に関する事項、 並びに当該使用人への指示の実効性確保に関する事項
 - (1) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合監査役と協議のうえ、必要に応じて監査役の職務を補助する使用人を配置する。
 - (2) 当該補助使用人に対する監査役からの指示については、取締役並びに 所属部門長からの指揮命令を受けないこととする。
 - (3) 当該補助使用人の人事異動、考課並びに懲戒処分については監査役の同意を得るものとする。
- 6. 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制、当該報告者が報告 を理由に不利な扱いを受けないための体制及びその他の監査役への報告に 関する体制
 - (1) 取締役及び使用人は、会社に対し著しい損害を及ぼす恐れのある事実が発生する可能性が生じた場合もしくは発生した場合、又は、法令・定款に違反する重大な事実が発生する可能性が生じた場合は、その事実を監査役に遅滞なく報告する。
 - (2) 代表取締役社長その他取締役及び監査役は、定期・不定期を問わず、当社にコンプライアンス及びリスク管理への取組状況その他経営上の課題についての情報交換を行い、取締役・監査役間の意思疎通を図るもの

とする。

- (3) 監査役は、重要な意思決定のプロセスや業務の執行状況を把握するため、取締役会等の重要な会議に出席するとともに、監査業務の一環として取締役会議事録並びに稟議書等の重要文書を閲覧し、必要に応じて取締役及び使用人に説明を求めることができる。
- (4) 取締役及び使用人は、監査役に対して、法定の事項に加え、業務又は 業績に重大な影響を与える事項、内部監査の実施状況、内部通報制度に よる通報状況及びその内容を報告する体制を整備し、監査役の情報収 集・交換が適切に行えるよう協力する。
- (5) 監査役は内部通報窓口である顧問弁護士との情報交換を定期的に行い、
 重大なコンプライアンス懸念がある事象については、詳細確認を行う。
- (6) 監査役に報告を行った取締役及び使用人について、代表取締役等の管理者は当該報告の事実を理由として不利益な取り扱いを行ってはならない。
- 7. 監査役の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続きその他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項
 - (1) 監査役監査に必要な費用については、毎期の予算策定時に監査役より 管理部門に見込みを提示する。会社は、当該費用については会社運営上 必要な経費として支給する。
 - (2) 当該予算を超過する費用については、事前に監査役より管理部門宛に請求理由とともに申請し、必要な手続きを経たうえで支給する。
 - (3) なお上記の支給方法は前払い・後払いいずれの方法も可能とする。
- 8. その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
 - (1) 取締役は、監査役が取締役会その他重要な意思決定の過程及び業務の 執行状況を把握するため、重要な会議に出席できる環境を整備するとと もに、内部監査担当者、会計監査人及び外部の専門家等と必要に応じて 連係できる環境を構築する。
 - (2) 監査役は会計監査人及び内部監査担当者と定期的に会合を持ち、各監査人の監査状況を共有し、監査の効率化に努める。

9. 財務報告の信頼性を確保するための体制

当社は、財務報告の信頼性確保のため、財務報告に係る内部統制システムの整備・構築を行い、その仕組みが有効かつ適切に機能することを 定期的・継続的に評価するための体制を構築する。

- 10. 反社会的勢力との取引排除に向けた基本的考え方及びその整備状況
 - (1) 当社は、反社会的勢力に対する毅然とした対応を取ること、反社会的勢力との一切の関係を拒絶することを「反社会的勢力対策規程」に定め、すべての取締役及び監査役並びに使用人に周知徹底する。
 - (2) 反社会的勢力による不当要求、組織暴力及び犯罪行為に対しては、顧問弁護士、警察等の外部専門機関と連携し、解決を図る体制を整備する。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は以下のとおりであります。

① 内部統制システム全般

当社の内部統制システム全般の整備・運用状況を当社の内部監査部門がモニタリングし、必要に応じて改善を進めております。

② コンプライアンス

当社は、当社の使用人に対し、その階層に応じて必要なコンプライアンスについて、社内研修での教育及び会議体での説明を行い、法令及び定款を遵守するための取り組みを継続的に行っております。

③ リスク管理体制

リスク管理委員会において、当社各部門から報告されたリスクのレビュー を実施して全社的な情報共有に努めたほか、当該リスクの管理状況について 報告いたしました。

④ 内部監査

内部監査部門が作成した内部監査計画に基づき、当社の内部監査を実施いたしました。

7. 会社の支配に関する基本方針

当社では、会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については特に定めておりません。

貸借対照表

(2021年6月30日現在)

(単位:千円)

科 目	金 額	科目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	4,939,373	流動負債	571,258
現金及び預金	4,695,872	未払金	114,030
売 掛 金	129,090	未払法人税等	144,511
		前 受 金	245,102
前払費用	97,770	預 り 金	10,760
未 収 入 金	17,037	未払消費税等	48,088
貸倒引当金	△452	その他の流動負債	8,765
その他の流動資産	55	負 債 合 計	571,258
 固定資産	337,905	(純資産の部)	
		株主資本	4,706,020
有 形 固 定 資 産	60,422	資 本 金	1,165,562
建物附属設備	23,253	資 本 剰 余 金	1,186,821
工具、器具及び備品	37,168	資本準備金	1,150,562
投資その他の資産	277,483	その他資本剰余金	36,259
差入保証金	102,533	利益剰余金	2,468,663
		その他利益剰余金	2,468,663
保険積立金	44,920	繰越利益剰余金	2,468,663
長期前払費用	87,588	自己株式	△115,026
繰延税金資産	42,441	純 資 産 合 計	4,706,020
資 産 合 計	5,277,278	負債・純資産合計	5,277,278

⁽注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

損益計算書

(2020年7月1日から 2021年6月30日まで)

(単位:千円)

	科		目		金	額
売		上	高			2,088,190
売	上	原	価			195,603
売	上	総利	益			1,892,586
販売	費及び	ドー般管理	里費			1,037,835
営	業	利	益			854,751
営	業	外 収	益			
3	受	取	利	息	51	51
営	業	外 費	用			
	そ	の		他	4,113	4,113
経	常	利	益			850,689
税	引前	当 期	純 利	益		850,689
法人	、税、	住民税	及び事業	業 税	241,115	
法	人	说 等	調整	額	△5,891	235,224
当	期	純	利	益		615,465

⁽注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

(2020年7月1日から 2021年6月30日まで)

(単位:千円)

	株		主	資		本
		資 本	剰	余 金	利益多	割 余 金
	資本金	資 本	その他資本剰余金	資本剰余 金 合 計	その他利益金 剰 歳 利 益 剰 余	利益剰余金合計
当期首残高	1,132,997	1,117,997	3,906	1,121,904	1,853,197	1,853,197
当期変動額						
新株の発行	32,565	32,565		32,565		
当期純利益					615,465	615,465
自己株式の取得						
自己株式の処分			32,352	32,352		
当期変動額合計	32,565	32,565	32,352	64,917	615,465	615,465
当期末残高	1,165,562	1,150,562	36,259	1,186,821	2,468,663	2,468,663

	株主資本	株主資本	純資産
	自己株式	合 計	純 資 産 計
当期首残高	△169,935	3,938,164	3,938,164
当期変動額			
新株の発行		65,130	65,130
当期純利益		615,465	615,465
自己株式の取得	△139	△139	△139
自己株式の処分	55,047	87,400	87,400
当期変動額合計	54,908	767,856	767,856
当期末残高	△115,026	4,706,020	4,706,020

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 資産の評価基準及び評価方法 有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

移動平均法による原価法により評価しています。

- (2) 固定資産の減価償却の方法
 - ① 有形固定資産(リース資産を除く。)

定率法(ただし、2016年4月1日以降に取得した建物附属設備については定額法)を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物附属設備

5年

工具、器具及び備品

3年~8年

② 無形固定資産 (リース資産を除く。)

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間 (5年)に基づいております。

(3) 引当金の計上基準

貸倒引当金

債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

(4) その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっております。

2. 表示方法の変更に関する注記

(「会計上の見積りの開示に関する会計基準」の適用)

「会計上の見積りの開示に関する会計基準」(企業会計基準第31号 2020年 3月31日)を当事業年度の年度末に係る計算書類から適用し、計算書類に会計上の見積りに関する注記を記載しております。

3. 会計上の見積りに関する注記(「会計上の見積りの開示に関する会計基準」 の適用)

会計上の見積りにより当事業年度に係る計算書類にその額を計上した項目であって、翌事業年度に係る計算書類に重要な影響を及ぼす可能性があるものは次のとおりです。

- (1) 繰延税金資産
 - ① 当会計年度の計算書類に計上した金額 繰延税金資産 42.441千円
 - ② 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報 繰延税金資産については、将来の利益計画に基づいた課税所得が十分 に確保でき、回収可能性があると判断した将来減算一時差異について繰 延税金資産を計上しております。

当期末において近い将来に経営環境に著しい変化が見込まれないと判断しており、当該判断は繰延税金資産の回収可能性に関する重要な仮定に該当します。繰延税金資産の回収可能性は将来の課税所得の見積りに依存するため、その見積りの前提とした条件や仮定に変更が生じた場合、翌会計年度の計算書類において繰延税金資産及び法人税等調整額の金額に重要な影響を与える可能性があります。

4. 貸借対照表に関する注記

有形固定資産の減価償却累計額

171.275千円

5. 株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 発行済株式の総数に関する事項

株式の種類	当事業年度 期首の株式数	当事業年度 増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末 の 株 式 数
普通株式	7,826,100株	116,700株	_	7,942,800株

(注) 普通株式の発行済株式総数の増加事由は以下のとおりであります。

新株予約権の行使による増加

116,700株

(2) 自己株式の種類及び株式数に関する事項

株式の種類	当事業年度 期首の株式数	当事業年度 増加株式数	当事業年度 減少株式数	当事業年度末 の 株 式 数
普 通 株 式	59,982株	1,810株	20,000株	41,792株

(注) 1 普通株式の自己株式の増加事由は以下のとおりであります。

譲渡制限付株式の無償取得による増加 単元未満株式の買取による増加 1,775株 35株

2 普通株式の自己株式の減少事由は以下のとおりであります。 譲渡制限付株式報酬としての自己株式の処分による減少

20.000株

(3) 剰余金の配当に関する事項

基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年 度になるもの

決議予定	株式の種 類	配 当 の 原	配当金の総額	1 株当 たり配 当 額	基準日	効力発 生 日
2021年9月22 日定時株主総会	普通株式	利益剰余金	39,505千円	5円	2021年 6月30日	2021年 9月24日

- (注) 当社は、2021年7月1日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行って おります。なお、1株当たり配当額につきましては、当該株式分割前の株数を基準 としております。
- (4) 当事業年度の末日における新株予約権(権利行使期間の初日が到来していないものを除く。)の目的となる株式の種類及び数 普通株式 188.100株

6. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び延税金負債の主な発生原因別内訳

繰延税金資産

投資有価証券評価損9,048千円未払事業税11,276千円株式報酬費用13,842千円その他8,272千円繰延税金資産合計42,441千円繰延税金資産の純額42,441千円

7. 金融商品に関する注記

- (1) 金融商品の状況に関する事項
- ① 金融商品に対する取組方針

当社は、資金運用については、安全性の高い金融資産を余資運用し、投機的な取引は行わない方針であります。運転資金及び設備投資資金に関しては、原則として自己資金で賄う方針であります。

② 金融商品の内容及びそのリスク

預金については、高い信用格付けを有する金融機関のみと取引を行って おります。

営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。営業債務である未払金は1年以内の支払期日でありますが、支払期日に支払を実行できなくなる流動性リスクに晒されております。

③ 金融商品に係るリスク管理体制

信用リスク(取引先の契約不履行等に係るリスク)の管理 当社は、営業債権について、与信管理規程に基づき、取引先の状況を定期的に確認し、取引相手先ごとに財務状況等の悪化による回収懸念の早期 把握や軽減を図っております。

流動性リスク(支払期日に支払を実行できなくなる流動性リスク)の管理

当社は、未払金について、資金繰表を作成することにより管理しております。

④ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格のほか、市場価格がない場合には、合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

2021年6月30日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

(単位:千円)

	貸借対照表計上額	時 価	差額
(1) 現 金 及 び 預 金	4,695,872	4,695,872	_
(2) 売 掛 金	129,090		
貸 倒 引 当 金	△452		
小計	128,637	128,637	_
(3) 差 入 保 証 金	102,533	102,533	_
資 産 計	4,927,043	4,927,043	
(4) 未 払 金	114,030	114,030	_
(5) 未 払 法 人 税 等	144,511	144,511	_
負 債 計	258,541	258,541	_

(注) 金融商品の時価の算定方法に関する事項

(1) 現金及び預金、(2) 売掛金

これらは、短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、 当該帳簿価額によっております。

(3) 差入保証金

差入保証金の時価については、その将来キャッシュ・フローを国債の利回り等 適切な指標で割り引いた現在価値によっております。

(4) 未払金、(5) 未払法人税等

これらは、短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、 当該帳簿価額によっております。

8. 関連当事者との取引に関する注記

該当事項はありません。

9. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額

297円81銭 39円30銭

(2) 1株当たり当期純利益

(注) 当社は、2021年7月1日付で普通株式1株につき2株の株式分割を行っております。当事業年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定して、「1株当たり 純資産額」「1株当たり当期純利益」を算定しております。

10. 重要な後発事象に関する注記

(株式分割)

2021年5月13日開催の取締役会決議に基づき、2021年7月1日付で株式分割を行っております。当該株式分割の内容は、次のとおりであります。

1. 株式分割の目的

投資家の皆様にとって、より投資しやすい環境を整えるため、株式分割を行い投資単位当たりの金額を引き下げることにより、当社株式の流動性の向上と投資家層の更なる拡大を図ることを目的とするものであります。

2. 株式分割の概要

(1) 株式分割の方法

2021年6月30日(水曜日)を基準日として、同日最終の株主名簿に記載または記録された株主の所有する普通株式を、1株につき2株の割合をもって分割いたします。

(2) 分割により増加する株式数

①株式分割前の発行済株式総数

7,942,800株

②今回の分割により増加する株式数

7.942.800株

③株式分割後の発行済株式総数

15,885,600株

④株式分割後の発行可能株式総数

26,000,000株

3. 日程

- (1) 基準日公告日 2021年6月15日 (火曜日)
- (2) 基準日 2021年6月30日(水曜日)
- (3) 効力発生日 2021年7月1日(木曜日)

4. 資本金の額の変更

今回の株式分割に際しまして、資本金の額の変更はありません。

5. 新株予約権の行使価格の調整

2021年7月1日以降に行使する新株予約権の行使価格を以下のとおり調整いたします。

名称	調整前行使価格	調整後行使価格	
第3回新株予約権	525円	263円	
第4回新株予約権	525円	263円	
第5回新株予約権	650円	325円	

11. その他の注記

(追加情報)

(新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響に関する会計上の見積り)

新型コロナウイルス感染症については、将来の一定の時期にその影響が収束するとの仮定を置いておりますが、当社の事業活動及び経営成績に与える影響は限定的であり、したがって、会計上の見積りに重要な影響は与えないものと判断しております。

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2021年8月24日

株式会社ユーザーローカル

取締役会 御中

PwC京都監査法人 京都事務所

指定社員 公認会計士 松 永 幸 廣 印 指定社員 公認会計士 安 本 哲 宏 印 業務執行社員 公認会計士 安 本 哲 宏 印

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社ユーザーローカルの2020年7月1日から2021年6月30日までの第16期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書(以下「計算書類等」という。)について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び 損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の 基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、 不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示す るために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれ る。 計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における 取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するため のものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた 適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるか どうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義 を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるか どうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる 場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起するこ と、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合 は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められてい る。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいてい るが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる 可能性がある。

・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、2020年7月1日から2021年6月30日までの第16期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施 状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその 職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。

- (1) 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、会社の業務及び財産の状況を調査いたしました。
- (2) 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制(内部統制システム)について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
- (3) 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを 監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について 報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職 務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」(会社計算規則第 131条各号に掲げる事項)を「監査に関する品質管理基準」(平成17年10 月28日企業会計審議会)等に従って整備している旨の通知を受け、必要に 応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、 計算書類(貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表) 及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- 一. 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を 正しく示しているものと認めます。
- 二. 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- 三. 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人PwC京都監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2021年8月25日

株式会社ユーザーローカル 監査役会 智 美 社外監査役(常勤監査役) 渡 辺 (印) 一 印 村 賀 社 外 監 杳 役 中 外 監 中 裕 幸命 汁 杳 役 田

以上

株主総会参考書類

第1号議案 剰余金の処分の件

当社は、株主に対する利益還元を重要な経営課題として認識しており、剰余金の配当については、内部留保とのバランスを考慮して適切な配当を実施していくことを基本方針としております。

当期の期末配当につきましては、当期の業績及び今後の事業展開等を勘案いたしまして、以下のとおりといたしたいと存じます。

(1)配当財産の種類

金銭

(2)配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普诵株式1株につき金5円

総額39.505.040円

- (注) 当社は2021年7月1日を効力発生日として普通株式1株につき 2株の割合で株式分割を実施しております。当期(第16期)の 期末配当につきましては、配当基準日が2021年6月30日となり ますので、当該株式分割実施前の株式数を基準として配当を実施 いたします。
- (3)剰余金の配当が効力を生じる日2021年9月24日

第2号議案 定款一部変更の件

1. 提案の理由

- (1) 当社は、事業拡大に伴う人員増加に対応し、経営効率の向上を図るため、 2021年6月より本社機能を東京都港区から東京都品川区に移転しておりま すが、実際の業務に合わせて、現行定款第3条に定める本店の所在地を変 更するものであります。
- (2) 当社は、遠隔地の株主様など多くの株主様が出席しやすくなることで、 株主総会の活性化、効率化、円滑化を図り、また、新型コロナウイルス感 染症等の感染症への対策にも資することで、株主様の利益を確保するため、 場所の定めのない株主総会(完全オンライン株主総会)を開催することが できるよう、定款変更を行うものであります。

なお、本議案に基づく定款変更の効力発生は、本株主総会の決議に加えて、経済産業省令・法務省令で定めるところにより、当社が実施する完全電子化による株主総会が、株主様の利益の確保に配慮しつつ産業競争力を強化することに資する場合として経済産業省令・法務省令で定める要件に該当することについて、経済産業大臣及び法務大臣の確認を受けることを条件として、本確認を受けた日をもって生じるものといたします。

2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

(下線は変更部分を示します。)

現 行 定 款	定款変更案
(本店の所在地)	(本店の所在地)
第3条 当会社は、本店を東京都港区	第3条 当会社は、本店を東京都品川
に置く。	<u>区</u> に置く。
(招集)	(招集)
第12条 当会社の定時株主総会は、毎	第12条 当会社の定時株主総会は、毎
事業年度の末日の翌日から3	事業年度の末日の翌日から3
か月以内に招集し、臨時株主	か月以内に招集し、臨時株主
総会は必要あるときに随時こ	総会は必要あるときに随時こ
れを招集する。	れを招集する。
(新設)	2. 当会社の株主総会は、場所の
	定めのない株主総会とするこ
	<u>とができる。</u>

第3号議案 取締役(社外取締役を含む。)及び監査役に対する譲渡制限付株式 の付与のための報酬決定の件

当社の取締役及び監査役(以下「対象役員」といいます。)の報酬等の額は2014年10月10日の臨時株主総会において、取締役の報酬額について年額200,000千円以内(但し、使用人給与分を含まない。)と、監査役の報酬額について年額50,000千円以内とご承認いただいておりますが、今般、当社の取締役(社外取締役を含みます。)については、当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを付与すると共に、株主の皆様と一層の価値共有を進めることを目的とし、また、監査役については、当社の企業価値の毀損の防止及び信用維持へのインセンティブを付与することを目的として、上記の報酬枠の内枠で、対象役員に対し、新たに譲渡制限付株式の付与のための報酬を支給することにつきご承認をお願いいたします。

本議案に基づき対象役員に対して譲渡制限付株式の付与のために支給する金銭報酬の総額は、上記の目的を踏まえ相当と考えられる金額として、取締役について年額100,000千円以内、監査役について年額25,000千円以内といたします。また、各対象役員への具体的な配分については、取締役については取締役会の決議により、監査役については監査役会の協議によって決定することといたします。なお、現在の取締役は5名(うち社外取締役は2名)で、監査役は3名(うち

社外監査役は3名)です。

します。

また、対象役員は、当社の取締役会決議に基づき、本議案により生ずる金銭報酬債権の全部を現物出資財産として給付し、当社の普通株式について新株発行又は自己株式の処分を受けるものとし、これにより発行又は処分をされる当社の普通株式の総数は、取締役について年8万株以内と、監査役について年2万株以内(ただし、本議案が承認可決された日以降、当社の普通株式の株式分割(当社の普通株式の無償割当てを含む。)又は株式併合が行われた場合その他譲渡制限付株式として発行又は処分をされる当社の普通株式の総数の調整が必要な事由が生じた場合には、当該総数を合理的な範囲で調整します。)とし、その1株当たりの払込金額は各取締役会決議の日及び各監査役会協議の日の前営業日における東京証券取引所における当社の普通株式の終値(同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値)を基礎として、対象役員に特に有利とならない範囲において取締役会にて決定します。また、これによる当社の普通株式の

(1) 対象役員は、3年から6年間の範囲で取締役会が定める期間(以下「譲渡制限期間」という。)、本割当契約により割当てを受けた当社の普通株式(以下「本割当株式」という。)について、譲渡、担保権の設定その他の処分をしてはならない(以下「譲渡制限」という。)。

発行又は処分に当たっては、当社と対象役員との間で、概要、以下の内容を含む 譲渡制限付株式割当契約(以下「本割当契約」といいます。)を締結するものと

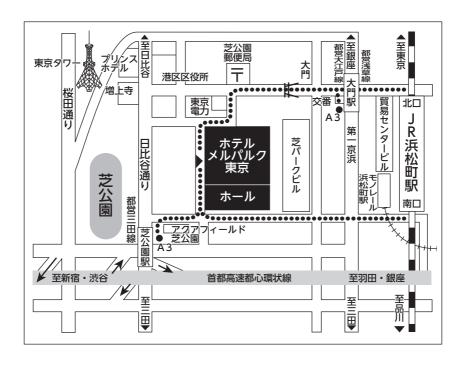
- (2) 対象役員が、当社の取締役会が別途定める期間(以下「役務提供期間」という。)が満了する前に、取締役については当社の取締役その他当社取締役会で定める地位のいずれの地位も喪失した場合、監査役については当社監査役の地位を喪失した場合には、当社の取締役会が正当と認める理由がある場合を除き、当社は、本割当株式を当然に無償で取得する。
- (3) 当社は、対象役員が、役務提供期間中、継続して、上記(2)に定める地位にあったことを条件として、本割当株式の全部について、譲渡制限期間が満了した時点をもって譲渡制限を解除する。ただし、対象役員が、上記(2)に定める当社の取締役会が正当と認める理由により、役務提供期間が満了する前に上記(2)に定める地位を喪失した場合には、譲渡制限を解除する本割当株式の数及び譲渡制限を解除する時期を必要に応じて合理的に調整するものとする。
- (4) 当社は、譲渡制限期間が満了した時点において上記(3)の定めに基づき譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。
- (5) 上記(1)の定めにかかわらず、当社は、譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会(ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要さない場合においては、当社の取締役会)で承認された場合には、当社の取締役会の決議により、譲渡制限期間の開始日から当該組織再編等の承認の日までの期間を踏まえて合理的に定める数の本割当株式について、当該組織再編等の効力発生日に先立ち、譲渡制限を解除する。
- (6) 上記(5)に規定する場合においては、当社は、上記(5)の定めに基づき譲渡制限が解除された直後の時点においてなお譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。
- (7) 本割当契約における意思表示及び通知の方法、本割当契約改定の方法その他取締役会で定める事項を本割当契約の内容とする。

なお、当社は、2021年2月10日開催の取締役会において役員の個人別の報酬等の内容に係る基本方針を定めておりますが、本議案をご承認いただくことを条件に、当該方針を本議案に沿う内容に変更することを予定しております。また、上記のとおり、本譲渡制限付株式の払込金額は特に有利とならない範囲の金額とし、希釈化率も軽微であることから、本譲渡制限付株式の付与は相当なものであると判断しております。

以上

株主総会会場ご案内図

会場:ホテルメルパルク東京 4階 「孔雀」 東京都港区芝公園二丁目5番20号 電話03-3433-7212



地下鉄: 芝公園駅 (都営三田線) A3出口 徒歩2分

大門駅(都営浅草線・都営大江戸線)A3出口 徒歩4分

JR京浜東北線・山手線:浜松町駅北口又は南口 徒歩8分

モノレール:浜松町駅 徒歩8分

※会場には、本総会のための駐車場の用意はございませんので、公共の交通機関を ご利用くださいますようお願い申しあげます。